

消基発第 223 号
令和 4 年 7 月 12 日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 寺田 文彦

療養費用算定基準細目の一部改正について（通知）

厚生労働省労働基準局において「労災診療費算定基準について（昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号）の一部が改正されたことに伴い、今般、療養に要する費用の算定に関する基準の改正について（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）別添 2「療養費用算定基準細目」の一部を別添のとおり改正するので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

1 診療に要する費用の算定基準

- (1) 初診料に、紹介状なしで受診した場合であって、定額負担料を徴収した場合の金額を追加したこと
- (2) 再診料に、他の病院・診療所に対し文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず元の医療機関を受診した場合（歯科・歯科口腔外科に限る）で定額負担料を徴収した場合の金額を追加したこと
- (3) 四肢の傷病に係る処置等の加算について、下肢創傷処置を追加したこと
- (4) 入院室料加算の金額を引き上げたこと
- (5) 救急医療管理加算（入院）の金額を引き上げたこと
- (6) 職場復帰訪問指導料について、医師の指示を受けて訪問指導を行う職種に公認心理師及びソーシャルワーカーを追加したこと
- (7) 術中透視装置使用加算の対象部位に足趾骨を、対象手術に骨折非観血的整復術、関節脱臼非観血的整復術、関節内骨折観血的手術及び脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術を追加したこと
- (8) 職場復帰支援・療養指導料の点数を傾斜配分に変更したこと及び新興感染症罹患後症状の場合を追加したこと

2 その他

- ・ その他必要な字句の整理を行ったこと

第2 適用日

改正後の診療に要する費用の算定基準は、令和4年4月1日以降の診療に係るものから適用する。ただし、Iの1(3)及び3(3)に係るものについては、令和4年10月1日以降の診療に係るものから適用する。

第3 備考

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。